

議案第 1 2 5 号

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例  
(平成 3 0 年山陽小野田市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化  
に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業  
の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体  
等を定める省令」に改める。

第 3 条中「平成 3 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号参考資料

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 市長は、促進区域内において、<u>令和5年3月31日</u>までに、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 市長は、促進区域内において、<u>平成35年3月31日</u>までに、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p>